

(別添2)

改正遊漁船業法に基づく業務規程について

1 改正の概要

改正遊漁船業法では、業務規程を登録申請時に添付書類として提出することとされており（改正法第4条第2項第2号）、都道府県知事は、登録申請の審査の中で、業務規程のうち利用者の安全及び利益の保護に関する部分を審査し、一定の基準に満たない場合には登録を拒否します。

また、業務規程が登録申請時の添付書類となったことに伴い、業務規程を変更する際についても、これまでの事後届出が改められ、事前届出とされたほか、届出に当たっては、変更後の業務規程を「業務規程変更届出書（別記様式第6号）」とともに提出することとなりました（改正法第8条）。

2 具体的な内容

今回、業務規程の記載について再編され、業務規程に記載される事項の分類が以下の3つとなりました。

- (1) 利用者の安全管理に係る体制に関する事項
- (2) 業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項
- (3) その他遊漁船業の実施に関し必要な事項

新たに設けられた事項は次のとおりです。これらの業務規程に係る詳細については、別添1の業務規程例及び記載例を参考にしてください。

(1) 利用者の安全管理に係る体制に関する事項（新規則第5条第1号）

①遊漁船の船長等の確保に関する事項

適切な運航体制の確保のため、適切な資格や訓練を受けた船長、遊漁船業務主任者、その他従業者が確保できていることを明確にする観点から新規に盛り込まれました（業務規程例第5条参照）。

②案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理に関する事項

これまでも案内する漁場の位置については業務規程の記載事項とされていたところですが、利用者の安全確保を強化する観点から、当該漁場における安全管理に関する事項が新たに記載項目となりました。特に、瀬渡し等においては、このたびの法改正により、利用者が瀬渡し等により遊漁船外で釣りを行う場合も含めて利用者の安全管理を行うことが遊漁船業務主任者の業務として明文化されたこともあり、当該漁場の状況に応じた個別の安全確保体制についても記載事項とされました。

※ 瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる行為。磯渡し、防波堤渡し、筏渡し等が該当。）を行う場合は、複数回案内することにより、利用者を移送する遊漁船の旅客定員以上の人数が同時に遊漁船業の利用者となり得ることから、新たに利用定員の概念を導入することとされました。この利用定員については、同時に瀬渡しを行う最大人数ですが、瀬に渡した後に同時に船釣りをさせる場合には、同時に瀬渡しを行う最大人数に遊漁船の旅客定員を加えた人数となります。

③遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備に関する事項

利用者の安全確保上重要な要素である航行区域及び救命設備を業務規程の記載事項として追加されました。安全設備については、国土交通省が、遊漁船を含めた人を運送する船舶全体に対し、改良型救命いかだ等の救命設備や無線設備の搭載を義務付けることとされており、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合する設備を設置する必要が遊漁船にも生じ、業務規程の記載事項として都道府県知事が確認できるようにするものです。

④船外への転落に備えるために利用者に救命胴衣を着用させること、出航前に行う船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかいないかの検査（以下「出航前の検査」という。）、適切な見張りその他利用者の安全を確保するために必要な措置（責任者の選任その他これらの措置を的確に実施するために必要な体制の整備を含む。）に関する事項

救命胴衣を着用させることについては、これまでも業務規程例の別表に記載されていましたが、業務規程に救命胴衣を着用させる旨を記載していない事業者が一定数いることから、乗船前の救命胴衣の着用に関する措置を確実に実施する責務を担保するべく、記載事項とされました。また、出航前の検査は、一定以上の規模の船舶については船長の義務として課されていますが、遊漁船の場合は対象外となる船舶が多く、検査の不足を原因とした重大な事故が発生しているため、遊漁船業者の業務として位置付けることとされました。さらに、遊漁船の衝突事故に係る原因の8割が見張り不十分となっていることから、衝突事故を減らすために、営業中に見張りを行う体制を整備すること等を遊漁船業者の責務として明文化し、以て遊漁船業の安全確保を図ることとされました。

⑤気象若しくは海象の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合における対処の方法、海上保安機関その他関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）の選任その他これらの場合において利用者の安全を確保するために必要な体制に関する事項

これまでも「気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合の対処に関する事項」を記載事項とされていたところですが、これに加え、異常事態発生時の海上保安機関や陸上との連絡等を確実なものとする観点から、**連絡責任者の選任等具体的な体制構築を明文化し、緊急時の対応に不備がないよう**にされました。なお、**連絡責任者は、営業中は陸上において、洋上の船長及び遊漁船業務主任者と確実に連絡を取ることができる者**である必要があります。

（２）業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

従業者の教育に関する事項については、これまでも業務規程に定める内容として規定されていましたが、令和4年4月の知床遊覧船事故の反省やこのたびの法改正の趣旨を踏まえ、営業する海域の特性等については、遊漁船業者から従業者へ十分な教育を行っていくことが望ましいことから、業務規程の記載を充実させることとなりました。

(3) 遊漁船業の実施に関し必要な事項

① 利用者の安全及び利益に関する情報の公表に関する事項

改正法第 23 条において、各遊漁船業者に対して利用者の安全及び利益に関する情報の公表が義務付けられたことから、当該措置に対応した業務規程の記載事項を追加されました。

② 遊漁船業の実施に関し作成された記録の保存期間その他保存に関する事項

遊漁船業務主任者の業務として、日々の出航前検査の記録や乗務記録の作成を新たに追加されたため、この記録の保存については、遊漁船業務主任者ではなく遊漁船業者が行うことが適当であることから、業務規程にその保存に関する事項が盛り込まれました。

3 具体的な基準と留意点 (改正法第 6 条第 1 項第 16 号及び新規則第 10 条)

このたび、新たに都道府県知事が、利用者の安全等に係る業務規程の事項が基準を満たしているか審査することになりました。

具体的な基準は以下の (1) から (5) です。

(1) 新規則第 5 条各号に掲げる事項が定められていること

新規則第 5 条各号に掲げる事項が空欄ではなく全て記入されていることが必要です。

なお、**欠格事由 (遊漁船業者の登録を拒否する事由)**として、改正法第 6 条第 1 項第 16 号において、**「業務規程 (利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。)**が農林水産省令で定める基準に適合していない者」となっているため、**審査の対象となるのは、「利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項」に係る部分に限られます。**(業務規程例における該当箇所は、末尾の別表にて確認ください。)

ただし、**審査対象以外の項目も、審査の基準に該当しないから記載不要ではなく、新規則第 5 条各号については、法第 4 条第 3 項に基づきすべて定める必要があります。**

(2) 遊漁船の船長等の確保に関する事項に関して、遊漁船の定員、隻数等を考慮して、利用者の安全の確保のために必要な船長や従業者 (遊漁船業務主任者も含む。) が確保されていること

遊漁船の定員、隻数等を考慮して、利用者の安全の確保のために必要な船長や従業者 (遊漁船業務主任者も含む。) が確保されているかどうかに加えて、確保されている船長や従業者に必要な資格、講習等が業務規程に記載されているかどうか、有効期限が切れていないかどうかについても確認します。

(3) 案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理に関する事項に関して、案内する漁場の位置が法令 (条例及び規則を含む。) 又はこれに基づく処分に違反しないと認められるもの

漁業調整規則等により禁止区域に指定されている場所での採捕や、瀬渡し等において法令等 (軽犯罪法、各種条例、港湾等の管理規則等) の規定により立入禁止となっている場所へ渡す旨の内容が業務規程に記載されていた場合には、改正法の施行日以降は登録を拒否します。

(4) 案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理に関する事項に関して、案内する漁場ごとに安全管理を行うために必要な体制が整備されていること

近年、安全管理体制不足による行方不明や死亡事故が起きていることから、船釣りにおいては周囲や船内の見回り、瀬渡しにおいては定期的な巡回や乗降り時の安全確認等の体制など、案内する漁場の特性や船釣り、瀬渡し、体験漁業などの業態に応じた適切な安全管理の方法について記載が必要です。

(5) 出航中止条件及び出航中止の指示に関する事項に関して、出航中止条件が明確に定められていること

令和4年4月の北海道知床遊覧船事故の原因の一つとして、通常であれば出航中止とするべき気象・海象下で出航したことが挙げられていることから、各遊漁船業者が営業する海域に応じた**明確な**出航中止条件を定めてください。

4 変更の事前届出 (改正法第8条及び新規則第12条)

業務規程が登録申請時の添付書類となったことに伴い、業務規程を変更する際についても、これまでの事後届出が改められ、事前届出とされたほか、届出に当たっては、変更後の業務規程を「業務規程変更届出書(別記様式第6号)」とともに提出することとなりました(改正法第8条)。

登録事項の変更に伴い業務規程の内容を変更する場合がありますが、手続としては別ですので、業務規程については事前届出、登録事項の変更については事後届出としてそれぞれ提出いただく必要があります。

この場合、仮に登録事項の内容に不備があり、その訂正をする際には、登録事項の訂正と業務規程の訂正とを同時に提出いただくことは差し支えありません。

また、業務規程の記載事項のうち遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付で業務規程変更届出書を作成し、根拠書類(特定操縦免許証等)とともに提出いただくことは差し支えありません。

5 経過措置 (改正法附則第3条)

今回の改正により、改正法が施行される際、**現に登録を受けている遊漁船業者の業務規程に利用者の安全管理に係る体制等が記載されていない場合**、**登録の欠格事由に該当**することとなるため、**法改正を踏まえた業務規程の変更を行う必要**があります。

遊漁船業者がこれに対応するための一定の猶予期間が必要と考えられることから、業務規程の内容に関する規定については、施行日から半年の間は適用されないこととされました。

したがって、遊漁船業者においては、**令和6年10月1日までに変更した業務規程を必ず届け出てください。**

(別表)

業務規程例のうち利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に該当する条項及び別表について

条項	見出し	同様の内容が記載されている別表
第3条	業務規程の遵守	
第4条	業務の実施体制	別表1
第5条	船長、業務主任者その他の従業者の確保	別表1
第6条	案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制	別表2
第7条	遊漁船の係留場所等	別表3
第8条	利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等	別表4
第9条	役務の内容の明示	
第10条	救命胴衣の着用	
第11条	出航前の検査及び確認	別表5の1
第12条	飲酒等の禁止及び健康の確認	別表5の2
第13条	航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項	別表6
第14条	出航中止基準	別表7
第15条	帰航基準	別表7
第16条	気象又は海象等が悪化した場合の対処	別表8
第17条	海難その他の異常の事態が発生した場合の対処及び体制	別表9 別記様式第1号
第18条	従業者等の教育・訓練	
第19条	安全に関する情報の収集及び伝達	別表10
第20条	安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示	別表11
第21条	情報公表に関する事項	別表12
第24条	乗務記録	別記様式第2号
第25条	実務研修の記録	別記様式第3号